

○藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成21年9月28日

規則第36号

改正 平成22年6月18日規則第10号

平成28年4月1日規則第5号

平成31年4月26日規則第11号

令和元年11月22日規則第32号

令和3年11月26日規則第52号

令和5年5月26日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成21年藤沢市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の適用除外)

第3条 条例第5条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項に規定する土地開発公社
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第1項の規定による施行者、同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合又は同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項に規定する土地改良区

(埋立て等許可申請書)

第4条 条例第6条第1項の申請書は、埋立て等許可申請書(第1号様式)とする。

(埋立て等に係る設計)

第5条 条例第6条第1項第6号の埋立て等に係る設計は、設計の方針、埋立て等に係る区域内の土地の現況、環境保全対策及び事故防止対策について記載するとともに、次に掲げる図面により定めなければならない。

- (1) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (2) 現況排水平面図及び現況排水縦横断面図

- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図
- (4) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図

(許可申請書の記載事項)

第6条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等に係る工事の期間
- (2) 土砂等の搬出入量
- (3) 整地用機械の種類及び台数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(許可申請書の添付書類)

第7条 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	方位、埋立て等に係る区域の位置及び区域並びに目標となる土地、建物等	2,500分の1以上	土砂等の搬入路及びその帰路並びに埋立て等に係る区域を朱色等の判別しやすい色で明示すること。
埋立て等に係る工事の完了時及び最大堆積時の平面図	方位、町又は字の区域の境界及び名称、土地の地番及び形状、埋立て等に係る区域の境界、当該境界を示す杭の位置、盛土若しくは切土又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示す杭等(以下「丁張」という。)の位置、 <sup>のり</sup> 法面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 断面図を作成した箇所には断面図と照合することができるように記号を付すること。</li> <li>2 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合には、その旨を表示するとともに、完了時の図面を提出すること。</li> <li>3 仮設の場合は、その旨を明示すること。</li> </ol>

			4 工事の進捗状況によって仮設工作物の位置等を変更する場合は、進捗状況に従い別葉とすること。
埋立て等の完了時及び最大堆積時の断面図	埋立て等の高さ及び勾配、埋立て等を行う前後の地盤面、盛土若しくは切土又は擁壁の丁張りの位置、法面の保護の方法、擁壁の位置、排水施設の位置、管理施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断面図 縦200分の1以上 横500分の1以上 横断面図 200分の1以上	1 完了時と最大堆積時の形状が同一であるその旨を表示するとともに、完了時の図面を提出すること。 2 仮設の場合は、その旨を明示すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
排水施設の断面図	排水施設の種類、材料及び内矩寸法のり	50分の1以上	
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、鉄筋の位置及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質及び基礎杭の位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
土砂等の崩壊又は流出を防止する施設及	施設の種類、材料、形状、寸法及び勾配	50分の1以上	立面図は、2面以上とすること。

び災害を防止する施設の立面図又は断面図			
埋立て等に係る区域及び埋立て等を行う土地の区域の測量図	方位、土地の所在及び地番並びに形状	500分の1以上	

- (2) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
- (3) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合には、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書類
- (4) 埋立て等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 埋立て等に係る土地の不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (6) 埋立て等に係る土地の境界確定図
- (7) 法人の登記事項証明書(事業主が個人であるときは、住民票の写し)
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 事業主と工事施工者との埋立て等に係る工事に関する契約書又はこれに代わる書類の写し
- (10) 埋立て等に係る土地について埋立て等の妨げとなる抵当権その他の権利を有する者の同意書
- (11) 土地の所有者が事業主でない場合においては、埋立て等に係る土地の所有者の同意書及び印鑑登録証明書
- (12) 工程表
- (13) 埋立て等に係る工事の概要についての周知の状況を記載した書類
- (14) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可若しくは農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可に係る許可書の写し又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出をしたことを証する書類の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、埋立て等の内容により、前項各号に掲げる書類の一部について添付を要しないこととすることができる。
- 3 埋立て等の許可を受けようとする者は、埋立て等に係る区域に国又は地方公共団体が管理する公共施設等があるときは、その管理者の同意を得るとともに、その同意を証する書類を埋立て等許可申請書に添付しなければならない。

(平成22規則10・令和元規則32・一部改正)

(許可の基準)

第8条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、別表のとおりとする。

(許可又は不許可の通知)

第9条 条例第9条第2項の文書は、埋立て等許可等決定通知書(第2号様式)とする。

(変更許可又は届出)

第10条 条例第10条第1項の変更申請書は、埋立て等変更許可申請書(第3号様式)とする。

- 2 条例第10条第3項の規定による届出は、埋立て等変更届出書(第4号様式)を市長に提出して行うものとする。

- 3 条例第10条第4項において準用する条例第9条第2項の文書は、埋立て等変更許可等決定通知書(第5号様式)とする。

(地位の承継)

第11条 条例第11条第2項の申請書は、埋立て等承継承認申請書(第6号様式)とする。

- 2 条例第11条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請の理由となる事実
- (2) 申請の理由となる事実が発生した年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(標識)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める標識は、埋立て等に係る標識(第7号様式)とする。

(着手の届出)

第13条 条例第14条の規定による届出は、埋立て等着手届(第8号様式)を市長に提出して行うものとする。

(完了の届出)

第14条 条例第15条第1項の規定による届出は、埋立て等完了届(第9号様式)を市長に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第10号様式)とする。

(廃止の届出)

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、埋立て等廃止届(第11号様式)を市長に提出して行うものとする。

(公表の方法)

第17条 条例第19条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)その他市長が必要と認める事項を藤沢市公告式条例(昭和25年藤沢市条例第32号)第2条第2項に規定する市役所掲示場に公告して行うほか、市長が適当と認める方法で行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第11号)

この規則は、元号を改める政令(平成31年政令143号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第52号)

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則(令和5年規則第50号)

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表(第8条関係)

(令和元規則32・令和5規則50・一部改正)

1 一般的基準

(1) 環境保全に関する基準

- ア 水域、樹木、地下水等に損失を与え、又はその機能を阻害することがないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずること。
- イ 埋立て等に係る工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉塵、水質汚濁等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。
- ウ 使用機械は、排出ガス対策型の機械を用いること。
- エ 原則として、土砂等の搬入時間は、午前8時から午後6時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、土砂等の搬入を行わないこと。

## (2) 安全に関する基準

- ア 作業時間中は、現場責任者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。
- イ 埋立て等に係る区域にみだりに関係者以外の者が立ち入ることがないように、当該区域の全周囲に囲いを設けること。
- ウ 工事現場の囲いの構造は、風圧等により容易に転倒し、及び破壊しないものとする。
- エ 工事現場の出入口は、原則として1箇所とし、施錠することができる構造とすること。
- オ 工事現場の出入口付近の公道の路面清掃を行い、常に良好な路面状態を維持するとともに、当該公道に破損等が生じたときは、直ちに道路管理者に報告してその指示を受けること。
- カ 土砂等の搬入路及びその帰路を指定するときは、あらかじめ周辺の住民、道路管理者及び所轄の警察署と協議すること。
- キ 土砂等の搬入路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登下校時間帯の搬入車両の通行制限等必要な措置を講ずること。
- ク アからキに掲げるもののほか、関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

## 2 技術的基準

### (1) 埋立て又は盛土

- ア 埋立て又は盛土の斜面勾配は、30度以下とすること。
- イ 厚さ20～30センチメートルごとに敷きならしを行い、十分締め固めること。
- ウ 原則として基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、必要な対策を講ずること。

- エ 基礎地盤に草木等があるときは、すべて伐採し、及び除根をすること。
- オ 斜面状の地盤に埋立て又は盛土を行うときは、原地盤の段切りをすること。
- カ 高さ5メートル以上の埋立て又は盛土については、5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けるとともに、必要に応じて危険を防止するための土砂等落下防止壁を設けること。
- キ 小段及び土羽尻には、表面排水処理施設を設置するとともに、当該施設が土砂等により埋没しないよう必要な措置を講ずること。
- ク 小段及び土羽尻の排水は、法面方向には流れず法面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとること。この場合において、その勾配は、原則として100分の2以上とすること。
- ケ 埋立て又は盛土による法面の垂直高は、原則として10メートル以下とすること。
- コ 法面の崩落を防止し、及び緑化を図るため、筋芝埋込み、吹付植生工等を行うこと。
- サ わき水対策として、必要に応じて暗渠を設けること。
- シ 埋立て又は盛土の高さ等については、別に市長と協議すること。

## (2) 切土

- ア 斜面勾配は、原則として35度以下とすること。
- イ 高さ5メートル以上の切土については、5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- ウ 小段及び土羽尻には、表面排水処理施設を設置するとともに、当該施設が土砂等により埋没しないよう必要な措置を講ずること。
- エ 法面の崩落を防止し、及び緑化を図るため、筋芝埋込み、吹付植生工等を行うこと。
- オ 切土の高さ等については、別に市長と協議すること。

## (3) 堆積

- ア 粉塵が飛散しないようにすること。
- イ 法面の勾配は、原則として30度以下とすること。
- ウ 土砂等の堆積期間は、原則として土砂等を搬入した日から6月以内とすること。
- エ 堆積した土砂等の高さ等については、別に市長と協議すること。

(4) 排水施設

- ア 雨水その他の地表水を排除する排水施設を設置すること。
- イ 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積がその排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- ウ 調整池又は沈砂池は、埋立て等に係る土地の規模、地形等を勘案し、必要に応じて設置すること。
- エ 排水を河川又は農業用排水施設に放流するときは、その管理者と十分協議し、必要に応じ、放流先の河川又は農業用排水施設を整備すること。

(5) 擁壁

- ア 擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合するものであること。
- イ 河川、水路又は農業用排水施設に接して擁壁を設置するときは、当該擁壁の根入れは、十分安全な深さのものとすること。

第1号様式(第4条関係)

埋 立 て 等 許 可 申 請 書

年 月 日			
藤沢市長			
住 所 事業主 氏 名 電話番号			
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
目 的			
位 置	藤沢市		
面 積	m <sup>2</sup>	高さ(盛土・切土の場合) (土砂等の容積)	m ( m <sup>3</sup> )
工 事 施 工 者	住 所	(郵便番号 )	
	氏 名		
	電 話 番 号		
	現場責任者の氏名及び連絡先		
設 計	方針及び土地の現況		
	環 境 保 全 対 策		
	事 故 防 止 対 策		
期 間	年 月 日～ 年 月 日		
土砂等の発生場所(土砂等の発生事業名)		土砂等の種類	
1 日 の 作 業 時 間	時 ～ 時まで 時間		
土砂等の搬出入量と車両台数	m <sup>3</sup> /日 台/日		
整地用機械の種類及び台数			
跡 地 の 利 用 方 法			

注 1 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 位置図及び周辺の見取図(縮尺2、500分の1以上とし、土砂等の搬出入路及び埋立て等に係る区域を明示する)
  - (2) 埋立て等に係る工事の完了時及び最大堆積時の平面図(縮尺500分の1以上)
  - (3) 埋立て等の完了時及び最大堆積時の断面図(縦断面縮尺 縦200分の1以上 横500分の1以上 横断面縮尺 200分の1以上)
  - (4) 排水施設の平面図(縮尺500分の1以上)
  - (5) 排水施設の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (6) 擁壁の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (7) 擁壁の背面図(縮尺50分の1以上)
  - (8) 土砂等の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図(縮尺50分の1以上)
  - (9) 埋立て等に係る区域及び埋立て等を行う土地の区域の測量図(縮尺500分の1以上)
  - (10) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
  - (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書類
  - (12) 埋立て等に係る土地の登記事項証明書
  - (13) 埋立て等に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
  - (14) 埋立て等に係る土地の境界確定図
  - (15) 法人の登記事項証明書(事業主が個人であるときは、住民票の写し)
  - (16) 印鑑登録証明書
  - (17) 事業主と工事施工者との埋立て等に係る工事に関する契約書又はこれに代わる書類の写し
  - (18) 埋立て等に係る土地について埋立て等の妨げとなる抵当権その他の権利を有する者の同意書
  - (19) 土地の所有者が事業主でない場合においては、埋立て等に係る土地の所有者の同意書及び印鑑登録証明書
  - (20) 工程表
  - (21) 埋立て等に係る工事の概要についての周知の状況を記載した書類
  - (22) 森林法第10条の2第1項の規定による許可若しくは農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可に係る許可書の写し又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出をしたことを証する書類の写し
  - (23) その他市長が必要と認める図書
- 2 この申請書は、2部作成し、提出してください。



第3号様式(第10条関係)

埋立て等変更許可申請書

		年 月 日
藤沢市長		
住 所		
事業主 氏 名		
電話番号		
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
許可番号(許可年月日)		第 号 ( 年 月 日)
工 事 施 工 者	住 所	(郵便番号 )
	氏 名	
	電 話 番 号	
	現場責任者の氏名 及び連絡先	
埋 立 て 等 の 位 置		藤沢市
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

注 1 この申請書には、次に掲げる図書のうち、変更内容に係るものを添付してください。

- (1) 位置図及び周辺の見取図(縮尺2、500分の1以上とし、土砂等の搬出入路及び埋立て等に係る区域を明示する)
  - (2) 埋立て等に係る工事の完了時及び最大堆積時の平面図(縮尺500分の1以上)
  - (3) 埋立て等の完了時及び最大堆積時の断面図(縦断面縮尺 縦200分の1以上 横500分の1以上 横断面縮尺 200分の1以上)
  - (4) 排水施設の平面図(縮尺500分の1以上)
  - (5) 排水施設の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (6) 擁壁の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (7) 擁壁の背面図(縮尺50分の1以上)
  - (8) 土砂等の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図(縮尺50分の1以上)
  - (9) 埋立て等に係る区域及び埋立て等を行う土地の区域の測量図(縮尺500分の1以上)
  - (10) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
  - (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書類
  - (12) 埋立て等に係る土地の登記事項証明書
  - (13) 埋立て等に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
  - (14) 埋立て等に係る土地の境界確定図
  - (15) 法人の登記事項証明書(事業主が個人であるときは、住民票の写し)
  - (16) 印鑑登録証明書
  - (17) 事業主と工事施工者との埋立て等に係る工事に関する契約書又はこれに代わる書類の写し
  - (18) 埋立て等に係る土地について埋立て等の妨げとなる抵当権その他の権利を有する者の同意書
  - (19) 土地の所有者が事業主でない場合においては、埋立て等に係る土地の所有者の同意書及び印鑑登録証明書
  - (20) 工程表
  - (21) 埋立て等に係る工事の概要についての周知の状況を記載した書類
  - (22) 森林法第10条の2第1項の規定による許可若しくは農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可に係る許可書の写し又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出をしたことを証する書類の写し
  - (23) その他市長が必要と認める図書
- 2 この申請書は、2部作成し、提出してください。

第4号様式(第10条関係)

埋立て等変更届出書

年 月 日	
藤沢市長	
住 所 事業主 氏 名 電話番号	
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。	
許可番号(許可年月日)	第 号 ( 年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	藤沢市
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

注 1 この届出書には、次に掲げる図書のうち、変更内容に係るものを添付してください。

- (1) 位置図及び周辺の見取図(縮尺2、500分の1以上とし、土砂等の搬出入路及び埋立て等に係る区域を明示する)
- (2) 埋立て等に係る工事の完了時及び最大堆積時の平面図(縮尺500分の1以上)
- (3) 埋立て等の完了時及び最大堆積時の断面図(縦断面縮尺 縦200分の1以上 横500分の1以上 横断面縮尺 200分の1以上)

- (4) 排水施設の平面図(縮尺500分の1以上)
  - (5) 排水施設の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (6) 擁壁の断面図(縮尺50分の1以上)
  - (7) 擁壁の背面図(縮尺50分の1以上)
  - (8) 土砂等の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図(縮尺50分の1以上)
  - (9) 埋立て等に係る区域及び埋立て等を行う土地の区域の測量図(縮尺500分の1以上)
  - (10) 埋立て等が完了した後の土地利用計画図
  - (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書類
  - (12) 埋立て等に係る土地の登記事項証明書
  - (13) 埋立て等に係る土地の不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
  - (14) 埋立て等に係る土地の境界確定図
  - (15) 法人の登記事項証明書(事業主が個人であるときは、住民票の写し)
  - (16) 印鑑登録証明書
  - (17) 事業主と工事施工者との埋立て等に係る工事に関する契約書又はこれに代わる書類の写し
  - (18) 埋立て等に係る土地について埋立て等の妨げとなる抵当権その他の権利を有する者の同意書
  - (19) 土地の所有者が事業主でない場合においては、埋立て等に係る土地の所有者の同意書及び印鑑登録証明書
  - (20) 工程表
  - (21) 埋立て等に係る工事の概要についての周知の状況を記載した書類
  - (22) 森林法第10条の2第1項の規定による許可若しくは農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可に係る許可書の写し又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出をしたことを証する書類の写し
  - (23) その他市長が必要と認める図書
- 2 この申請書は、2部作成し、提出してください。



第6号様式(第11条関係)

埋立て等承継承認申請書

年 月 日	
藤沢市長  住 所 事業主 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。	
許可番号(許可年月日)	第 号 ( 年 月 日)
埋立て等の位置	面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
承継の理由	
承継(予定)年月日	年 月 日
承継前の事業主	住 所 氏 名 (法人にあつては主たる所在地、名称、代表者氏名)

注1 この申請書には、次に掲げる書類のうち、該当するものを添付してください。

- (1) 埋立て等の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人にあつては、地位の承継を証する書類
  - (2) 埋立て等の許可を受けた者から埋立て等に係る区域の土地の所有権その他の当該埋立て等を行う権原を取得した者にあつては、埋立て等を行う権原を取得したことを証する書類
- 2 この届出書は、2部作成し、提出してください。

第7号様式(第12条関係)

埋立て等に係る標識	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
事 業 主	住 所
	氏 名
	電 話
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
	電 話
埋 立 て 等 の 目 的	
面 積	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	

1.2メートル

0.9  
メートル

第8号様式(第13条関係)

埋 立 て 等 着 手 届

年 月 日	
藤沢市長	
住 所 事業主 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可番号(許可年月日)	第 号 ( 年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	
着 手 年 月 日	年 月 日

- 注1 工事着工前の写真を添付してください。  
2 この届出書は、2部作成し、提出してください。

第9号様式(第14条関係)

埋 立 て 等 完 了 届

年 月 日	
藤沢市長	
住 所 事業主 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。	
許可番号(許可年月日)	第 号 ( 年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	
完 了 年 月 日	年 月 日

- 注1 工事完了時の写真を添付してください。  
2 この届出書は、2部作成し、提出してください。

第10号様式(第15条関係)

(表)

番 号
立 入 調 査 員 証
所 属 氏 名
年 月 日 生
上記の者は、藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第17条に規定する、立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
藤沢市長 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)
(立入調査)
第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等に係る区域の土地に立ち入り、当該土地又は埋立て等に係る工事の状況を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。
(4) 第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第11号様式(第16条関係)

埋 立 て 等 廃 止 届

年 月 日	
藤沢市長	
住 所 事業主 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。	
許可番号(許可年月日)	第 号 ( 年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	
廃 止 年 月 日	年 月 日

- 注1 工事廃止時の写真を添付してください。  
2 この届出書は、2部作成し、提出してください。

第1号様式(第4条関係)

(平成22規則10・令和元規則32・令和3規則52・一部改正)

第2号様式(第9条関係)

(平成28規則5・全改、平成31規則11・一部改正)

第3号様式(第10条関係)

(平成22規則10・令和元規則32・令和3規則52・一部改正)

第4号様式(第10条関係)

(平成22規則10・令和元規則32・令和3規則52・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

(平成28規則5・全改、平成31規則11・一部改正)

第6号様式(第11条関係)

(令和3規則52・一部改正)

第7号様式(第12条関係)

第8号様式(第13条関係)

(令和3規則52・一部改正)

第9号様式(第14条関係)

(令和3規則52・一部改正)

第10号様式(第15条関係)

第11号様式(第16条関係)

(令和3規則52・一部改正)